

甲第108号証

各都道府県、各市区町村情報政策部（局）、衛生主管部（局） 御中

ワクチン接種記録システム(VRS: Vaccination Record System)への御協力のお願い

令 和 3 年 3 月 5 日
内閣官房 IT 総合戦略室
内閣官房 番号制度推進室
厚生労働省健康局健康課予防接種室

問い合わせ先

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

（参事官補佐 真弓・市川・小泉）

電話番号：03-3581-3484

メールアドレス：digitalvaccine@digital.go.jp

〔※ 予防接種台帳に係る事項については、〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

メールアドレス：yoboseshu@mhlw.go.jp

「ワクチン接種記録システム」(VRS: Vaccination Record System)については、自治体および医療機関の負担を極力軽減する観点から、自治体職員の方々の声などを聴きながら検討してまいりましたが、これまで、事務連絡、説明会、政府CIOポータルサイト等でご案内させて頂いた内容を以下のとおりまとめましたのでお知らせします。引き続きの御協力をよろしくお願い致します。

各項目の詳細や、別紙内容については、今後も政府CIOポータル(<https://cio.go.jp/node/2731>)にて更新してまいりますので、ご参照よろしくお願い致します。

なお、厚生労働省は、引き続き、予防接種台帳及び新型コロナウイルス接種体制確保事業の推進に取り組みます。

各市区町村情報政策部（局）及び衛生主管部（局）におかれましては相互に連携の上、御協力をお願い申し上げます。

1. ワクチン接種記録システム（VRS：Vaccination Record System）について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種にあたり、自治体がワクチン接種の状況を可能な限り逐次把握することを支援するため、ワクチン接種記録システム（以下、「接種記録システム」という。）を国として準備しているところです。

接種記録システムを用いることにより、市区町村において住民一人一人の接種状況を逐次確認し、様々な問い合わせに対応することが可能となり、都道府県、国においてもワクチン接種状況のきめ細かな情報提供を行うことができるほか、災害時における予診票等の喪失にも対応できるなど、ワクチン接種の円滑化を図ることが可能になると考えています。

つきましては、接種記録システムの運営のために、市区町村にお願いしたい事項を整理しましたので、御協力をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひ致します。

2. 接種記録システムの概要

- ① ワクチン接種の際に、接種会場において、接種者の情報を国が配布する端末等にて読み取ります。これにより、住民一人一人の接種情報が接種記録システムに登録されます。
- ② 接種記録システムにおいて、事前に登録した本人情報と接種情報を突合し、個々の市区町村のデータとして保存されます。
- ③ 接種記録システムにおける記録は、「予防接種台帳」の記録とみなすことができます。将来的にはこのデータにより、自治体及び接種機関の間の事務処理全体の迅速化・効率化が可能となるよう検討します。
- ④ 市区町村は、接種記録システムにアクセスすることにより、住民の住所地外での接種状況も含め、逐次で接種状況を把握することが可能となります。また、他の住所地からの転入者も含め、住民からのワクチン接種に関する問い合わせへの対応※が可能となります。
- ⑤ なお、今後、職域接種での接種歴の早期把握を検討する場合や、仮に国際的な接種証明の発行が必要になった場合には、接種記録システムを活用することを考えています。
- ⑥ 接種記録システムの情報に統計処理を施した上で、国民の皆様に接種の進捗状況として公表する予定です。

3. 接種記録システムに関して、市区町村にお願いしたい事項

(1) 準備作業

① 接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録

初回の登録では、接種対象者や接種券の情報として、別紙 1-1 に掲げる項目（①個別宛名番号、②マイナンバー、③氏名（姓）、④氏名（名）、⑤氏名（セイ）、⑥氏名（メイ）、⑦生年月日、⑧性別、⑨券番号、⑩転出/死亡フラグ（初回登録時は NULL））を別紙 1-2 で示す CSV(Comma Separated Value)形式で保存・送信頂きます。

初回登録は、接種会場におけるワクチン接種記録システムへの入力が始まる 1週間前となる4月5日（月）までにお願いします。もし、日程上難しい場合は、準備ができた項目から順次登録をお願いします（例 マイナンバーについては時間がかかる場合、それ以外の項目から登録）。その後、接種までの 1週間は「準備期間」との位置付けです。

なお、初回登録以降、転入等に伴い接種券を発行する場合は、可能な限り速やかに、遅くとも当該接種券を用いて対象者が接種を行うまでに、ご登録をお願いします。

代表的な手順は別紙 1-1 にお示しするとおりです。

- ※ 予防接種台帳システム又は住基システムからデータを CSV 形式で出力するにあたり、システム改修や SE 経費等が必要な場合に備えて、100 万円を上乗せして補助することは既にご連絡していますが、100 万円を超える場合については個別にご相談ください。
- ※ 内閣官房 IT 室から、予防接種台帳システムを開発・運用する主要ベンダー等に対し、別紙 1-1 でお示しする CSV の項目を始めとした技術的仕様の提示・調整を行っており、今後ともサポートを行って参ります。

② 転出/死亡時等のフラグ設定

接種対象者として登録した住民について、転出、死亡、その他理由により住民票から消除された場合には、その事実がわかるようになりますため、隨時、転出/死亡の見出し（フラグ）の設定をお願いします。正確な状況把握のため可能な限り速やかに更新いただきますようお願い致します。

③ メールアドレス等の登録

接種記録システムは、住基台帳や予防接種台帳（健康管理システム）の CSV 出力対応、予防接種事務処理、転出入に伴う接種券再発行、接種会場での接種券読み取りなどの業務を行う方に利用頂くことを想定しています。

システムへのログインにはメールアドレスなどの登録が必要となります

で、上記の方々がログインできるよう別紙 1-1 でご案内のとおり、登録をお願いします。(併せて緊急時の連絡先として電話番号等の登録もお願い致します。)

なお、同一メールアドレスで複数端末からのログインが可能です。

(2) 接種時の作業

① タブレットの準備

接種計画を踏まえ、自治体の要望をもとにタブレット端末を国が配付します。別途マニュアルを用意しますので、それに基づいてシステムについての設定をお願い致します。

- ※ タブレット端末の送付先については別途照会致します。
- ※ タブレットの通信や初期設定は行った上で送付致します。
- ※ LGWAN に接続された PC がある場合には、そちらで対応することも可能です。(接種記録システムで対応可能な OS のバージョンや Web ブラウザについては別途お示しします。)

② 接種会場におけるタブレットでの入力業務

接種会場における予診票(接種券貼付部分)の読み取り体制(人員の配置等)の準備をお願いします。

接種記録の入力については、原則として、接種会場でお願い致します。毎日の入力は、随時入力・一括入力のいずれでも結構です。

- ※ 個別接種会場を含め、人件費を含む必要な経費についてすべて補助金の対象となります。補助金については、令和 3 年度に改めて申請等手続きを行っていただきます。
- ※ 入力業務対応が困難な個別接種会場が発生する場合は、市区町村で回収して入力する等のご対応の検討をお願い致します。
- ※ 独自に接種管理システムを導入している市区町村におかれましては、当該システムから接種記録システムへの連携 (CSV データ書き出し・送信) での対応をお願いします。

4. スケジュール (案) (詳細は別紙 2 参照)

3月上旬 予防接種台帳(健康管理システム)及び住民基本台帳システムから対象者情報を CSV ファイルに書き出すための作業(必要に応じてベンダ等に対応依頼)をお願い致します。

3月中旬 CSV ファイルを LGWAN から接種記録システムにアップロードする部分について、作業手順を周知しますので、テストを実施していただきます。

※自治体の要望を踏まえ、タブレット端末の配布先を決定。

3月下旬 接種会場における予診票（接種券貼付部分）のバーコード・OCR ライン（18 桁数字）の読み取りについて、作業手順を周知しますので、作業画面で確認いただきます。

※タブレット端末の配付開始

4月5日までに、接種会場でタブレット端末を用いたテストの実施をお願いします。

4月5日～11日は、試行期間とさせていただきます。

4月12日以降、高齢者接種を開始する会場から接種記録システムの実運用を開始します。

※ 令和4年3月に利用いただいたタブレット端末を回収させていただきます。

5. 留意点

（1）接種記録システムにおける国と市区町村の責任関係

接種記録システムは、国が(株)ミラボ社と契約して開発したシステムを提供し、各市区町村は、国のシステム内の論理的に区分された各市区町村の領域において各データを管理していただくこととしています。

利用に際しては、国が利用規約及びサービス仕様を示し、市区町村はこれに同意して利用申込を行うこととします。責任の区分について詳細は利用規約において示しますが、システムの利用に関する障害やシステムから個人情報の漏えいが発生する等のトラブルについては国が全責任を負うこととします。利用申込の方法については別途通知致します。

また、各市区町村の領域内は各市区町村において管理されるものであり、国

においては件数等の統計情報のみが把握可能なものとし、各個人情報データにアクセスすることはできません。

(2) マイナンバーの扱い

① マイナンバーを接種記録システムのデータベースにアップロードすることの法的根拠

接種記録システムでのマイナンバーの利用については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（以下「番号法」という。）第 9 条第 1 項別表第一の十（「予防接種法による予防接種の実施」）により認められます。また、各市区町村と接種記録システムの受託事業者との委託関係を前提として、アップロードについては、番号法第 19 条第 5 号により認められます。

② 異なる市区町村間での照会にマイナンバーを活用することの法的根拠等

今回の新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種履歴の確認について高い緊急性が認められることから、番号法第 19 条第 15 号（「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」）に該当することから、提供元市区町村が本人同意等を確認できる仕組みを構築することで、他の市区町村への特定個人情報の提供が許容されるものです。

なお、本来、予防接種情報については情報提供ネットワークシステムにおいて情報連携することとしており、新型コロナウイルス感染症対策ワクチンの接種情報についても、今後、データ標準レイアウトを定義の上、同システムを通じた情報連携を実施予定です。

③ 接種記録システムで講ずる安全管理措置について

各自治体は、特定個人情報の取扱いの委託を前提として、番号法第 11 条に基づき、ミラボ社を監督する立場になります。その際の具体的な実地検査又は報告要求の方法については、自治体の過大な負担にならないよう検討し、追って連絡致します。接種記録システムの開発、運用は、番号法をはじめ、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠して行います。

具体的には、以下の対策を含めた、セキュリティ対策を行っています。

- ・入力画面に対する不正入力防止機能（SQL インジェクション等の対策）
- ・不正アクセスの防止や、万一、外部からの侵入された場合の検知・通知機能
- ・通信経路における情報漏えいを防止するための暗号化処理

- ・脆弱性を検査するための第三者機関によるセキュリティ診断
- ・接種記録システムに保存するデータは暗号化処理の実施
- ・インターネットからマイナンバーへの直接アクセスは不可とすること
- ・国が配付したタブレット端末のみ、インターネットから接種記録システムへのアクセスが可能
- ・マイナンバーと他の個人情報を直接紐付けず、個別宛名番号を通じて連携
- ・接種記録システムは、セキュリティの国際規格を取得しているクラウド基盤を利用
- ・アクセスログを保存し、不正な操作を追跡調査することが可能

※各項目の詳細や別紙については、こちらに掲載しています。

<https://cio.go.jp/node/2731>

6. オンライン説明会の開催について

以下の日時にて、接種記録システムの第2回オンライン説明会を開催予定です。

お忙しいところ大変恐縮ですが、各都道府県、各市区町村情報政策部（局）、衛生主管部（局）の御担当者の参加をよろしくお願い致します。

詳細については、別紙3をご参照ください。

日時：2021年3月10日（水） 15時～16時半